

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、次の者の住民票を職権で処理しましたが、事件本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により公告します。

令和6年1月30日

京都市山科区長 横井 雅史

住民票上の 氏名	住民票上の住所	職権処理の 内容	処理年月日
馬場 和也	京都市山科区柳辻池尻町14番地18 山科団地西棟 516	実態調査に 基づく職権 消除	令和6年1月22日

(山科区役所区民部市民窓口課)